

3 激甚災害指定、災害救助法適用の状況

ア 激甚災害の指定状況（内閣府防災担当）

（１）激甚災害指定

- ①平成十六年七月八日から同月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
(平成一六年九月三日政令第二百六十四号)
- ②平成十六年七月二十九日から八月六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
(平成十六年十月八日制令第三百八号)
- ③平成十六年八月二十七日から同月三十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(平成十六年十一月十日制令第三百四十八号)
- ④平成十六年九月四日から同月八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(平成十六年十一月十日制令第三百四十九号)
- ⑤平成十六年八月十七日から九月八日までの間の天災による災害
(平成十六年十一月十日制令第三百五十一号)
- ⑥平成十六年九月二十六日から同月三十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(平成十六年十一月二十五日制令第三百六十五号)
- ⑦平成十六年十月十八日から同月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(平成十六年十二月一日制令第三百七十六号)
- ⑧平成16年新潟県中越地震による災害
(平成十六年十二月一日制令第三百七十七号)

（２）局地激甚災害指定（県内）

(平成十七年三月二十四日制令第六十九号)

- ①平成十六年六月二十四日から同月二十八日までの間の豪雨による災害

宇美町、矢部村

※（１）、（２）とも内閣府防災担当によるものであるため、必ずしも本県における災害の名称、発生期間と一致するとは限らない。

※激甚災害（本激）と局地激甚災害（特定地域に係る激甚災害）（局激）の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位で災害を指定します。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用されます。（例：特定地方公共団体）

イ 災害救助法の適用（厚生労働省社会・援護局）

県内における適用なし